

淀川水系流域委員会 委員会ニュース No.48

2006年3月発行

【編集・発行】淀川水系流域委員会

【連絡先】淀川水系流域委員会 庶務

みずほ情報総研 株式会社

研究員：吉岡、篠田、鈴木、熊谷、松本

事務担当：山根

〒541 0042 大阪市中央区今橋4 2 1 (大阪富士ビル8階)

TEL: (06) 6222-5870 FAX: (06) 6222-5871

E mail : yodogawa@gene.mizuho_ir.co.jp

●流域委員会ホームページアドレス

<http://www.yodoriver.org>

No. 48

2006年3月発行

淀川水系流域委員会

委員会ニュース

<http://www.yodoriver.org>

CONTENTS

●第48回委員会の内容 P.1

●第48回委員会の説明資料より抜粋 P.4

●配付資料リスト P.7

●委員会 委員リスト P.8

●これまで開催された会議等について P.9

●配付資料及び意見書の閲覧・入手方法・ご意見受付 P.10

平成18年1月18日(水)、第48回委員会が行われました。



【みやこめっせにて】

◆ニュースレターは以下の機関でも配布しています。

国土交通省 近畿地方整備局／淀川河川事務所／琵琶湖河川事務所／大戸川ダム工事事務所／淀川ダム統合管理事務所／猪名川河川事務所／猪名川総合開発工事事務所／木津川上流河川事務所／水資源機構 関西支社／滋賀県 土木交通部河港課／京都府 土木建築部河川計画室／大阪府 土木部河川室／兵庫県 土木局河川計画課／奈良県 土木部河川課／三重県 伊賀県民局 等

* ユースレタは最新号、バックナンバともに、ホームページでもご覧頂けます。

第48回委員会の内容

今後の委員会運営について、意見交換資料1「2月以降の委員会運営の課題について」、意見交換資料3「淀川水系流域委員会 規約」を参考に委員との意見交換がおこなわれました。

第48回委員会結果報告

庶務作成

開催日時：2006年1月18日（水）16：00～18：16

場所：みやこめっせ 3階 第3展示場 B面

参加者数：委員21名、河川管理者18名、一般傍聴者168名

1. 決定事項

- 委員の互選により、流域委員会新委員長に今本博健委員が選任された。

2. 報告の概要

庶務より報告資料1を用いて、前回委員会以降の経過報告がなされた後、委員長より「淀川水系5ダムの調査検討についての意見」（少數意見付き）について報告がなされた。主な報告は以下の通り。
・第47回委員会でご承認頂いた「淀川水系5ダムの調査検討についての意見」の内容に対する少數意見について運営会議で審議した結果、3名から出された意見を少數意見として意見書に付することになった。今後、本日配布した意見書に現委員名簿を添付した上で製本し、関係機関等に配布する（委員長）。

3. 審議の概要（新委員長の選出）

委員長の任期切れに伴い、2月以降の流域委員会新委員長の選出が行われた。委員による互選の結果（候補者は限定せずに無記名投票を行う。候補者が過半数以上を得た場合は、本人に委員長就任の意志を確認した上で、当選者とする。票が割れた場合は上位3名による決選投票を行う）、流域委員会新委員長として今本博健委員が選任された。

4. 意見交換（今後の委員会運営について）

①各部会・WGの総括：各部会・WGの 年間の活動の総括がなされた。

○琵琶湖部会

・琵琶湖部会としていたらなかった面もあるが、丹生ダムについて 定の方向性をとりまとめることができた。河川管理者には大変なご支援とご協力を頂いた。委員会の意見書と河川管理者の方針には必ずしも致しない部分もあるが、今後、解決の方向に向かって委員会を展開していく上で、これまでの関係を維持していくことが重要だと考えている（琵琶湖部会 部会長）。

・治水に関しては具体的な議論ができると思うが、環境に関しては 般論にとどまった。今後は琵琶湖の特有性を踏まえた上で管理の在り方を議論できるようになればと思っている（琵琶湖部会 副部会長）。

○淀川部会

・全体委員会と地域別部会で議論が重複していた。定足数に問題が生じる部会があった 方で、委員数の少ない地域別部会では治水の基本的な考え方に関して活発な議論ができた。今後、地域別部会を従来通り開催するのか、議論しないといけない。特に部会開催回数については調整が必要だ（淀川部会 部会長）。

・ダムの審議に時間を取りられたため、淀川部会独自の突っ込んだ議論はできなかった。今後は、スバ 堤防等、やるべき仕事がたくさん残っている（淀川部会 副部会長）。

○木津川上流部会

・部会の定足数に達せずに意見交換会として開催した苦い経験がある。名張市は京阪神から遠く、地域のイメージや知識を十分持つて頂いていない委員もいたかもしれない。1人が2つの地域別部会に所属するという規約は、他の仕事を持った委員には厳しい。「 委員 地域別部会所属」が望ましいと思っている（木津川上流部会 部会長）。

・地元開催の意義は大きかった。地元開催は続けていきたい。審議は川上ダムに集中したが、木津川は水質等の水環境面で大きな問題を抱えている。今後、議論を深めていきたい（木津川上流部会 副部会長）。

○猪名川部会

・前半は無堤地区の有堤化や河川敷の保全について、後半は多田地区の浸水被害の軽減、狭窄部の開削（下流域の河道掘削）について審議した結果、河川管理者のダム方針に賛成した。今後も地域別部会は必要だと考えている。また、河川管理者には積極的に意見交換に参加して頂きたい（猪名川部会 部会長）。

・余野川ダムの審議に終始し、事業進捗点検への意見がなおざりになった。委員会と地域別部会の重複が多かったため、仕分けが必要だ。地域別部会では各河川の専決事項を議論し、委員会では共通問題について議論をする等の役割分担が必要だ（猪名川部会 副部会長）。

○住民参加部会

・対話集会に代わるような住民意見の聴取方法について提言していきたいと思っていたが、実現できなかつた。2月以降の部会は実りある部会にして頂きたい（住民参加部会 部会長）。

・8月に委員と地域住民との意見交換会を実施したが、委員との意見交換にとどまつた。住民意見を整備計画に反映させていくための方法を模索し、検討していかないといけない（住民参加部会 副部会長）。

○利水・水需要管理部会

・利水の主要課題が残されたままだ。丹生ダムについては異常渇水時の緊急水確保、川上ダムの新規利水については自流水取水や大阪府水からの転用が意見書で提案されている。他にも、利水撤退の代替案、未利用水等の問題、水資源施設の有効活用、円滑な水融通、正常流量、維持流量について検討していく必要がある（利水・水需要管理部会 部会長）。

・日常的な節水、利水撤退が表面化してきている。河川管理者には、農業用水等の実態を調べて、日常的な水需要管理の中心的な役割を果たしてほしい（利水・水需要管理部会 副部会長）。

○水位操作WG

丹生ダムや洗堰改修による緊急水補給によって琵琶湖水位を上げるという河川管理者の方針に対して、意見書で 定の整理ができたと思っている。水位操作WGから河川管理者に要望を出しているが、 部の回答しか頂いておらず、次年度に持ち越しとなっている。今後、論点整理をしていきたい（WGリーダー）。

○ダム意見書WG

意見書を作成する中で新たなテーマが見つかった。今後も誠実にこなしていきたい（WGリーダー）。

②今後の委員会運営について

今後の委員会運営について、意見交換資料1「2月以降の委員会運営の課題について」、意見交換資料3「淀川水系流域委員会 規約」を参考に、意見交換がなされた。主な意見は以下の通り（例示）。

○所属部会数、定足数について

・委員は全体委員会と2つの地域別部会と1つのテ マ別部会に所属することになっているため、負担が大きかった。これを改めるべきではないかという問題提起がなされた。ご意見を頂きたい（委員長）。

・従来通り、委員は2つの地域別部会に所属すべき。代理出席を認めて、定足数に含めればよい。
→定足数不足は特定の委員が出席しないからだ。委員の出席回数を明らかにした上で意見交換をするべき。今後はWG開催回数が減り委員負担も減ると思われるでの、2つの地域別部会所属の方がよい。

・2つの地域別部会所属を原則として、忙しい委員には1つの地域別部会を認めるか、代理出席を認めればよい。代理出席の場合は、議長の承認ではなく、本人間の委任状等によって決定すればよい。

・委員が責任を持って意見形成をしていくためにも定足数を減らすわけにはいかない。あらゆる会議に代理出席を認めるこも問題だ。議論の過程において代理出席を認めれば、いったいどこで委員としての責任を果たすのか。定足数については、ある場面だけ代理出席を認める等の工夫をしないといけない（委員長）。

○会議等の合理化・効率化について

・委員が自ら意見書を作成したことはばらしいことだが、委員の負担が大きい。委員は意見を出し、庶務が委員の意見を集約するという方法も検討してはどうか。

→これまで委員自らが意見集約をやってきたという良さもある。この点も考慮していかないといけない。

・委員の責任は、専門的な知見に基づいて自由闊達に率直に意見を述べることにある。意見の集約方法

- はいろいろある。すべて意見を委員が集約するのは負担が大きい。ある程度、庶務がまとめるというやり方は検討できる。庶務の在り方次第で委員の作業量は軽減する。現状は、せっかくのシンクタンクの能力が活用されていない。
- ・価値あることをするためには予算が必要だが、年間予算を示して頂き、予算の範囲内で収めていく審議方法も考えていくべきだ。ただし、委員会本来の議論が予算に縛られるという状況には反対だ。
 - ・委員会が、予算によって開催回数等を考えるのはおかしい。経費を念頭に置いた活動をしなければならないが、委員会が予算に気を回すよりも、委員会の責任をどう果たすべきかを考えるべきだ。
 - ・全体委員会と地域別部会の役割をきちんと仕分けをすべきだ。新委員の追加も検討しなければならない。

5. 般傍聴者からの意見聴取：今後の委員会運営に関して 般傍聴者からの意見聴取がなされ、5名より発言があった。主な意見は以下の通り（例示）。
- ・般傍聴者からの意見聴取のテーマを限定するなら、あらかじめ周知徹底しておくべきだ。その場で発言を制限するのはやめて頂きたい。①委員会は公開が原則だが、委員の意見交換が非公開会議やミーティングリストでなされている。希望者には意見交換の内容を公開すべきだ。②般意見に対する反応が鈍い。般からの意見や資料、要望に対して、反応がない。委員会は問題の把握に努め、コメントすべきだ。③傍聴者の発言時間を5～6分にするよう審議進行を調整し、住民意見の反映に努めて頂きたい。
 - ・流域委員会以外の委員会での審議内容を河川管理者に報告させた上で議論を進めていくべきだ。塔の島地区の検討委員会の報告がなされないまま議論が進んでいくことに疑問を感じている。どこが責任を持って議論しているのか、よくわからないので改善して欲しい。また、意見書の内容について、説明や回答をお願いしたい。特に今回の意見書の「天ヶ瀬ダムの洪水期制限水位での1500m³/sへの放流能力の増大は…明確な論理的根拠を持っているとはいえない」という指摘は重要だ。地域住民との意見交換の場も必要だ。住民は委員と意見交換をしたい。河川管理者から同じ資料が配布されているので、本当に必要な資料を出させるような運営をお願いしたい。（参考資料1 No685）。
 - ・利水・水需要管理部会で十分な審議をして頂きたい。「異常湯水」は大きな問題なので、バックデータを河川管理者に出してもらって審議する必要がある。特に、①昭和14～16年既往最大湯水シミュレーション ②琵琶湖以後の湯水である平成6年湯水 ③4ヶ月に及ぶ維持流量のカットが行われた昭和59～60年湯水、以上3つの湯水について河川管理者からバックデータを出してもらい具体的な検討を進めて頂きたい。
 - ・委員会の議題は事前に告知すべきだ。やる気が感じられない委員は辞めるべき。新委員は公募すればよい。予算については、謝金まで含めてもっと検討すべきだ。また、意見書の内容を住民に説明すべきだ。
 - ・経費については見直して欲しい（会場選択、庶務人數等）。予算がかかるとしても、傍聴者発言を中止するようなことはやめて頂きたいが、全会議を開催するのは予算面からも難しいと思われるのでも、重要な議題については公開で議論して欲しい。また、委員による分科会を作り、アンケートの実施や外に出て住民等の意見を積極的に聴いていく必要がある。意見書の事後評価として意見聴取を行う必要もある。最後に、流域委員会はジェンダーバランスが悪いので、次期副委員長には女性にお願いしたい。

6. 寺田委員長より退任の挨拶
- ・年間、委員長の仕事を仰せつかりました。準備会議、淀川部会長、委員長代理として流域委員会に関わってきた5年半の間に、たくさんの課題が浮き彫りになり、議論を積み重ねてきました。民主主義は時間と労力がかかります。このことについて批判を受けたこともありました。これまでとは違ったやり方で成果を残すために、時間と労力をかけなければならないと実感しています。委員長の仕事は、目に見えない活動もいろいろあり、大変過酷でした。今本新委員長は大変だと思いますが、河川管理者、般傍聴者もご協力して頂けるので、多いなる成果を期待したいと思っています。新しい計画策定の手順と審議の形を実現するために、これまでに得られたものを発展させ、後世に評価して頂けるような活動を続けて頂きたい。委員、河川管理者、般傍聴者にこの場を借りて心からお礼を申し上げたいと思います。1年間ありがとうございました。

第48回委員会の説明資料より抜粋

■意見交換資料1より

第48回委員会では、意見交換資料1「2月以降の委員会運営の課題について」を用いて委員間で意見交換が行われました。以下に資料を掲載いたします。

2月以降の委員会運営の課題について

1. 委員会・部会等の運営について

- ・2つの地域別部会と1つのテーマ別部会に所属し、WGの活動もあり、委員の負担が大きい。
- ・地域別部会は定足数の確保に苦労することがある。
- ・全体委員会と地域別部会で議論の重複がある。

1.1 部会構成・開催頻度について

- ・全体委員会に一本化する。（全体委員会と地域別部会で議論が重複している。）
- ・地域別部会に事業評価の役割を果たす責任と権限を持たせる。（整備計画への意見は全体委員会で行う。）
- ・全体委員会と地域別部会の関係を今までどおり維持する。

1.2 委員の所属部会数、定足数について

- ・「委員、地域部会所属」とする。
- ・「委員、地域部会所属」とする。ただし、代理出席を可とする。（事前の議長承認）
- ・部会開催数を減らす条件のもと、これまでどおり「委員、二地域部会所属」とする。
(部内のWGや検討会での意見形成の進捗にあわせた部会開催とする。)
- ・別途案規約を改正して定足数を変更する。

2. 会議等の合理化・効率化について

2.1 会議開催等の年間管理について

- ・河川管理者から年間の予算額をあきらかにしてもらい、委員会はそれにもとづき年間の会議開催を管理するという方法を検討する。

2.2 情報手段等に関する効率化について

- ・資料、報告、概要、議事録、NL等の情報公開手段の効率化の検討を行う必要がある。

以上

■報告資料2より

第48回委員会では、報告資料2「淀川水系5ダムの調査検討についての意見」（少数意見付き）を用いて委員長より報告が行われました。以下に資料の一部を抜粋して掲載いたします。

1 はじめに

ダムは治水あるいは利水の面で一定の効果をもつ。このため、とくに1950年代以降、大規模なダムが全国の河川に多数建設されたが、これらが各河川の治水あるいは利水の安全度を飛躍的に向上させ、日本の産業・経済の発展と市民生活の安全・安心に多大の貢献をした。しかしその一方で、ダム建設がダム周辺ならびに上下流域の自然環境および社会環境に重大な改変をもたらしたものを見逃せない事実である。

97年に改正された河川法は、これまでの治水と利水に加えて「河川環境の保全と整備」を新たに河川管理の対象にするとともに、「地域の意見を反映した河川整備の計画制度」を導入した。この河川法改正の理念を「具体的な河川整備にどう活かすか」がいま問われているとの認識のもとに、淀川水系流域委員会の環境・治水・利水のそれぞれの面からみたダムについての基本的な考え方を、まず示しておきたい。

1-1 環境面からみたダムについての基本的な考え方

ダム建設は、基本的に自然環境に対して明らかに負の影響をもたらす。したがって、環境の観点から考える場合、ダム建設により起こりうる環境負荷を治水あるいは利水の効果と比較し、治水あるいは利水の効果が、自然環境に及ぼす負の影響にもまして、人間生存に不可欠と認められる場合にはじめてダム建設が容認される。

ダムを建設しようとする場合、ダム建設による自然環境への影響について、多分野にわたるさまざまな視点から科学的な評価を行う必要がある。例えば、ダム建設以前の自然環境との比較、既存のダムが上下流の自然環境に現在与えている影響についての詳細な調査・検討、ダム以外の代替方法との環境改善効果の比較、建設後に予測される自然環境に対するリスクの規模（結果の甚大性）と不可逆性、さらに影響の将来予測等の視点から総合的に評価することが求められる。

流域委員会は、人為的改変により生じた環境悪化を回復する目的で、新たな環境改善策を施して環境修復を試みることを否定するものではない。しかし、ダム建設の目的を環境修復とする場合は、まず自然環境の悪化を生じさせた人為的行為を見直し、その後にダム建設等による環境修復をはかるべきである。例えば、琵琶湖の水位低下抑制のためには、瀬田川洗堰の操作規則を見直し、琵琶湖本来の水位変動に復すことを探討すべきであり、流水の正常な機能の維持については、なにが正常であるかを検討し、自然環境を悪化させている人為的行為を改善することが前提である。

予防原則・安全側に立った環境の評価は、①評価に資すべく得られた資料からはリスク評価を科学的にできない場合、②評価を試みたが、科学的な不確実性が解決されないために一定の結論に至らなかった場合、③環境に対する重大な影響または回復不可能な状況が予測される場合、に適用できるとされている。自然環境への影響については限られた時間内に予測される環境影響のすべてにわたって科学的に厳密に評価することはきわめて困難であり、影響が重大かつ不可逆的な状況が推測される場合は、予防原則による評価を採用することが基本となる。

結論としていえば、ダムは自然環境に多大な負の影響を与えるため、自然環境の回復・保全という視点からすれば、その建設は基本的に避けなければならない。自然環境への影響とダム建設との因果関係が実証されなくても、不可逆的で重大な負の影響を及ぼすおそれがあると予測される場合は、予防原則に則り、ダム建設を極力回避するようにしなければならない。

「淀川水系5ダムの調査検討についての意見」に対する少数意見

岡田憲夫委員

私は、本委員会意見を流域委員会の委員全体の議論と討議の下に原案のとおり採択することに反対する者ではない。しかし、一見微細ではあるが、計画論・マネジメント論やリスクマネジメントを専門とする者としては、字句や表現の問題とは言え、本質的で微修正が不可欠と判断する箇所があります。それについての修正意見と、私なりの見解があることを表明します。本委員会意見を公表されるに当たっては、ぜひこのような少数意見があつたことを付記していただくよう強く要望します。

・「1. はじめに」において、「人間生存に不可欠な場合に認められる」とあるが、この表現はこのままでは不適切で、表現を改める方が良いと考える。たとえば、「人間生存に不可欠な場合かどうかを機軸に総合的に検討し、判断して認められる」とすべきであろう。また、それにはその都度、オープンで多様な価値判断をもつ当事者の参加型の議論の場が必要であると考えられる。主要な理由は以下のとおりである。

(以下省略)

金盛弥委員

「淀川水系5ダムの調査検討についての意見（以下「意見」）」については、基本的なところで意見を異にするところがあり賛同できないことを表明しました。以下に異なる主なところを列挙し、うち幾つかについて説明を加えます。

- 1 環境からみたダムについての基本的な考え方
- 2 基本高水方式の評価
- 3 堤防強化と余裕高の考え方
- 4 事業中ダムの代替案についての実効性の評価
- 5 大戸川ダムと丹生ダムについての相違する見解
- 6 異常湯水時の緊急水補給の考え方

1 環境からみたダムについての基本的な考え方について

『人間生存に不可欠と認められる場合にはじめてダム建設が容認される』とする環境面からの基本的な考えは、ダムの全面否定であります。自然環境の保全や回復が重要な課題であり、大規模な開発に対して慎重な姿勢で対応することは肝要なことありますが、その故をもってダムの存在を太陽の光や熱、水や空気と同列の如く位置づけて絶対拒否の姿勢を基本とすることは賛同できません。淀川水系の実情と水系に相応しい治水目標を慮るとき上流部には洪水調節施設がなお必要であると考えます。すなわち今後ともダムの意義は大きく、これを全面否定して淀川水系の治水目標は達成しないことを懸念します。

(以下省略)

田中真澄委員

「1-1 環境面からみたダムについての基本的な考え方」について

過去数回意見として提出しているが、環境修復をダムの目的とする事に反対です。「自然環境に及ぼす負の影響にもまして、人間生存に不可欠な場合」という極限に近い高いハードルに比べて、この箇所は落差が大きく「人間生存に不可欠でないダム」も安易に容認することに受けとれます。

したがって、以下のように修正すべきである。

(以下省略)

(資料の全文は流域委員会ホームページでご確認いただけます)

配付資料リスト

資料リスト		資料請求No
議事次第		R48-A
報告資料1	前回委員会（2005.12.22）以後の会議等の開催経過について	R48-B
報告資料2	「淀川水系5ダムの調査検討についての意見」（少數意見付き）	R48-C
意見交換資料1	2月以降の委員会運営の課題について	R48-D
意見交換資料2	現状の地域別部会、テーマ別部会、WGの委員構成一覧表	R48-E
意見交換資料3	淀川水系流域委員会規約	R48-F
参考資料1	委員および一般からのご意見	R48-G
参考資料2	平成17年12月～平成18年1月新聞記事	R48-H

注：紙面の都合上、資料内容は省略しています。資料をご覧になりたい方はP.10の「配付資料及び意見書の閲覧・入手方法」をご覧ください。

委員会 委員リスト

2006.1.17現在（五十音順、敬称略）

No.	氏名	対象分野	所 属 等
1	練 史郎	洪水、高潮・津波	大阪工業大学 教授
2	池淵 周	水資源・水循環	京都大学防災研究所 教授
3	今本 博健	洪水	京都大学 名誉教授 水工技術研究会 会長
4	江頭 進治	河道形状・土砂移動	立命館大学理工学部 教授
5	岡田 憲夫	事業評価	京都大学防災研究所 教授
6	荻野 芳彦	農業関係	大阪府立大学 名誉教授
7	嘉田 由紀子	地域・まちづくり	京都精華大学 教授 滋賀県立琵琶湖博物館 研究顧問
8	角野 康郎	植物	神戸大学理学部 教授
9	金盛 弥	洪水	元大阪府副知事
10	川上 聰	住民連携	NPO法人 全国水環境交流会 理事 木津川源流研究所 所長
11	川崎 雅史	景観	京都大学大学院工学研究科 助教授
12	澤井 健二	河川敷・水面利用	摂南大学工学部 教授
13	高田 直俊	洪水、河道形状・土砂移動	大阪市立大学 名譽教授 社団法人 大阪自然環境保全協会 会長
14	田中 真澄	住民連携	岩屋山志明院 住職 鴨川の自然をはぐくむ会 代表 NPO法人 市民環境研究所 副代表
15	千代延 明憲	住民連携	流域住民
16	寺川 庄蔵	住民連携	びわ湖自然環境ネットワーク 代表
17	寺田 武彦	法律	弁護士（元日弁連公害対策委員会委員長） 龍谷大学法科大学院 教授
18	寺西 俊	経済	橋大学大学院経済学研究科 教授
19	戸田 直弘	漁業関係	滋賀県漁業共同組合連合青年会 理事
20	中村 正久	水環境	滋賀大学 環境総合研究センタ 教授
21	西野 麻知子	動物	滋賀県琵琶湖・環境科学研究センタ 総括研究員
22	本多 孝	住民連携	IPNET Jインタ プリテ ションネットワーク・ジャパン 事務局長
23	水山 高久	治山・砂防	京都大学大学院農学研究科 教授
24	三田村 緒佐武	生態系・住民連携	滋賀県立大学環境科学部 教授
25	村上 興正	生態系・動物、景観	同志社大学 嘱託講師
26	村上 哲生	水質	名古屋女子大学 教授
27	安田 喜憲	水文化	国際日本文化研究センタ 教授
28	谷内 茂雄	生態系	総合地球環境学研究所研究部 助教授

これまで開催された会議等について

委員会	琵琶湖部会	淀川部会	猪名川部会
第1回 ~第6回	平成13年開催	第1回 ~第8回 平成13年開催	第1回 ~第10回 平成13年開催
第7回 ~第15回	平成14年開催	第9回 ~第20回 平成14年開催	第11回 ~第20回 平成14年開催
第16回 ~第27回	平成15年開催	第21回 ~第27回 平成15年開催	第21回 ~第23回 平成15年開催
第28回 ~第36回	平成16年開催	第28回 ~第30回 平成16年開催	第24回 ~第28回 平成16年開催
		第31回 H17/1/8 (土)	第21回 ~第25回 平成16年開催
第37回	H17/1/11 (火)	第32回 H17/4/13 (水)	第26回 H17/4/14 (木)
		第33回 H17/8/17 (水)	第27回 H17/8/18 (木)
第38回	H17/1/22 (土)	第34回 H17/9/14 (水)	第28回 H17/9/11 (日)
第39回	H17/2/5 (土)	第35回 H17/10/19 (水)	第29回 H17/10/21 (金)
第40回	H17/3/14 (月)	第36回 H17/12/7 (水)	第30回 H17/12/13 (火)
第41回	H17/5/17 (火)	木津川上流部会	
第42回	H17/7/21 (木)	ダムWG	水位操作WG
第43回	H17/7/25 (月)	第1回 H17/4/20 (水) 第2回 H17/8/20 (土)	第1回 平成16年開催 第10回
第44回	H17/8/5 (金)	3ダムサブWG	利水・水需要管理部会 (旧利水部会)
第45回	H17/8/24 (水)	第1回 H17/10/25 (火) 第4回 H17/12/12 (月)	第1回 平成16年開催 第3回
第46回	H17/9/24 (土)	環境・利用部会	川上ダムサブWG
第47回	H17/12/22 (木)	第1回 平成15年開催 第7回 平成15年開催	第1回 平成15年開催 第2回 平成16年開催
その他	設立会、発足会 第1回 合同懇談会	平成13年開催	住民と委員との意見交換会 (丹生ダム)
	第1回合同勉強会 シンポジウム 拡大委員会	平成14年開催	住民と委員との意見交換会 (余野川ダム)
	提言説明会	平成15年開催	住民と委員との意見交換会 (川上ダム)
	しっかりしてや!流域委員会 ファシリテーターとの検討会 大戸川、天ヶ瀬ダム意見交換 丹生ダム意見交換会 住民の意見を聞く会	平成16年開催	住民と委員との意見交換会 (大戸川ダム、天ヶ瀬ダム再開発) 木津川上流部会意見交換会

配付資料及び意見書の閲覧・入手方法

以下の方法で資料及び意見書を閲覧、または入手することができます。ただし、以下の点にご注意下さい。

- ・当日会場で部数の関係上、一般傍聴者に配付されなかった資料は、閲覧のみ可能とさせていただきます。
- ・当日会場で一般傍聴者に配付された資料で原本がカラーの資料は、白黒での提供となります。カラーの資料を希望される場合にはコピー代を実費でいただきます。なお、カラー資料についてはホームページ等での閲覧は可能です。

ホームページによる閲覧

配付資料及び意見書は、ホームページで公開しております。

郵送

郵送による配付資料の送付を希望される方には、送料実費にて承っております。(希望部数が多い場合、またカラーの資料を希望される場合はコピー代も実費でいただきますので、予めご了承ください。) ご希望の方は、FAXまたは郵送、E-mailで庶務までお申し込みください。

閲覧

資料の閲覧を希望される方は、庶務までご連絡ください。

「意見書」の入手

意見書の送付を希望される方は、氏名、郵便番号、住所、団体・会社名、電話番号と「意見書希望」を明記のうえ、下記までご連絡ください。

※頂いた個人情報については、上記資料及び意見書の送付のみに使用させていただきます。



ご意見受付

淀川水系流域委員会ではみなさまのご意見を募集しています。

ホームページ、E-mailまたはFAXにてお寄せ下さい。

※氏名、郵便番号、住所、団体・会社名、電話番号をご記入のうえ、下記までお寄せ下さい。

※寄せられたご意見は公表させていただく場合がございます。公表に支障がある場合にはその旨も併せてご記入いただきますよう、お願ひいたします。

※ご意見を公表する場合には、団体・会社名（または居住地）とお名前も公表いたしますので予めご了承下さい。

※ご記入いただいた個人情報については、上記の意見の公表のみに使用させていただきます。

■ホ ムペ ジ <http://www.yodoriver.org>

■E mail yodogawa@gene.mizuho.ir.co.jp

■TEL 06 6222 5870

■FAX 06 6222 5871

淀川水系流域委員会 庶務
みずほ情報総研(株)